個人番号利用事務実施者が定める書類等

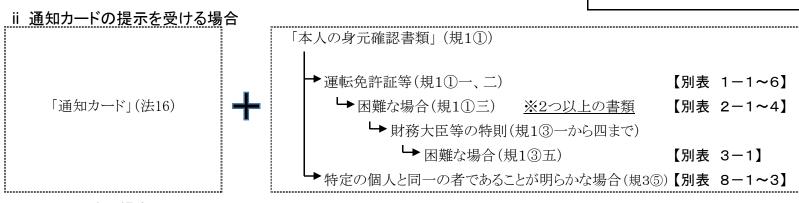
① 本人から個人番号の提供を受ける場合

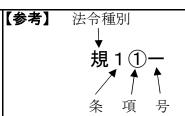
i 個人番号カードの提示を受ける場合

「個人番号カード」(法16)

(注)

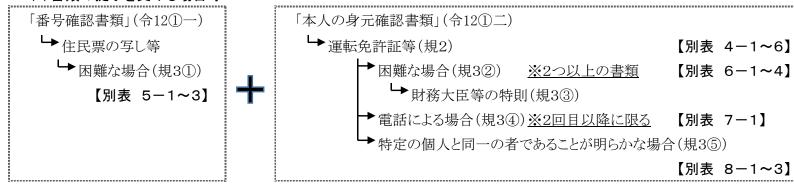
【別表〇一〇】の表示のあるものは、具体例を併記した別表の「適当と認める書類等」欄の項番部分とを対比させ参照してください。 それ以外については、番号法、番号法施行令、番号法施行規則に直接規定されていますので、そちらを参照してください。





iii i、ii 以外の場合

(1)書類の提示を受ける場合等



(2) 電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合

個人番号カードのICチップの読み取り、電子署名等の送信、個人番号利用事務実施者による地方公共団体情報システム機構への確認等(規4)

【別表 9-1~11-3】

※法:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)

令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)

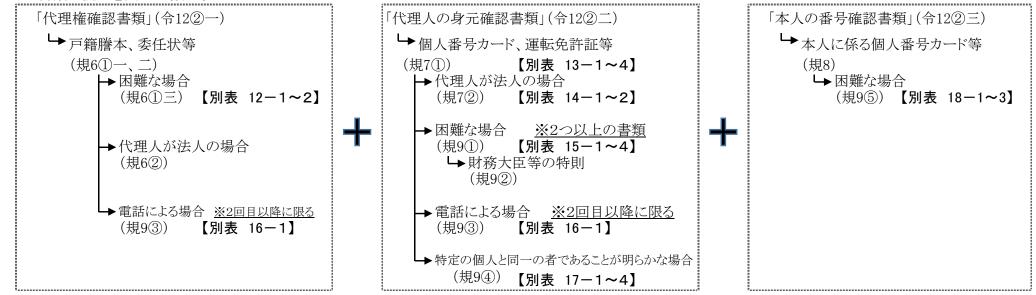
規:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)

別表 = 木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく個人番号利用事務手続に係る個人番号利用事務実施者 が適当と認める書類等を定める件の具体例

個人番号利用事務実施者が定める書類等

② 本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合

i 書類の提示を受ける場合等



ii 電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合

代理権証明情報及び代理人の電子署名等の送信、個人番号利用事務実施者による地方公共団体情報システム機構への確認等(規10)

【別表 19-1~22-1】

※ 書面の送付により個人番号の提供を受ける場合は、上記で提示を受けることとされている書類又はその写しの提出を受けなければならない(規11)。

木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく個人番号利用事務手続に係る個人番号利用事務 実施者が適当と認める書類等を定める件の具体例

規則条項	規則記載事項		適当と認める書類等	具体例
規則第1	官公署から発行され、又は発	1 – 1	税理士法施行規則(昭和26年大蔵省令第55号)第	税理士証票
条第1項	給された書類その他これに類		12条に規定する税理士証票(提示時において有効な	
第2号	する書類であって、通知カー		ものに限る。以下「税理士証票」という。)	
	ドに記載された氏名及び出生	1 - 2	本人の写真の表示のある身分証明書等(学生証又は法	写真付き学生証
	の年月日又は住所(以下「個		人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格	写真付き身分証明書
	人識別事項」という。)が記		証明書をいう。以下同じ。)で、個人識別事項の記載	写真付き社員証
	載され、かつ、写真の表示そ		があるもの(提示時において有効なものに限る。以下	写真付き資格証明書(船員手帳、海技免状、
	の他の当該書類に施された措		「写真付身分証明書等」という。)	猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証
	置によって、当該書類の提示			(宅地建物取引主任者証)、電気工事士免状
	を行う者が当該個人識別事項			、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認
	により識別される特定の個人			定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査
	と同一の者であることを確認			員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者
	することができるものとして			技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許
	個人番号利用事務実施者が適			証、教習資格認定証、検定合格証(警備員に
	当と認めるもの			関する検定の合格証)等)

1 - 3	3 戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた戦傷病者手帳
	本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載
	があるもの(提示時において有効なものに限る。以下
	「写真付公的書類」という。)
1 - 4	1 規則第1条第1項第3号ロに規定する個人番号利用事カード等に電子的に記録された個人識別事項
	務等実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」とい (氏名及び住所又は生年月日) を下記の方法
	う。)が発行した書類であって識別符号又は暗証符号により、提供を受ける者の端末等に表示させ
	等による認証により当該書類に電磁的方法により記録ることにより確認
	された個人識別事項を認識できるもの(提示時におい・暗証番号による認証
	て有効なものに限る。) ・生体認証
	・2次元バーコードの読取り
1 - 5	5 個人番号利用事務等実施者が過去に本人であることの個人番号関係事務実施者から送付される個人
	確認を行った上で個人識別事項を印字し本人に交付又識別事項(氏名及び住所又は生年月日)が事
	は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に前に印字された申告書等
	対して当該書類を使用して提出する場合における当該
	書類
1 - 6	6 官公署又は個人番号利用事務等実施者が過去に本人で手書き申告書等に添付された未記入の申告書
	あることの確認を行った上で個人識別事項を印字し本等であって個人識別事項(氏名及び住所又は

1	I	l	I	1
			人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実	生年月日)が事前に印字された書類
			施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は	
			提出する場合の当該書類	
規則第1	官公署又は個人番号利用事務	2 - 1	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事	学生証(写真なし)
条第1項	等実施者から発行され、又は		項の記載があるもの(提示時において有効なものに限	身分証明書(写真なし)
第3号口	発給された書類その他これに		る。以下「写真なし身分証明書等」という。)	社員証(写真なし)
	類する書類であって個人番号			資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証
	利用事務実施者が適当と認め			、恩給等の証書、児童扶養手当証書、障害福
	るもの(通知カードに記載さ			祉サービス受給者証、(障害児)通所受給者
	れた個人識別事項の記載があ			証、自立支援医療受給者証(精神通院、更生
	るものに限る。)			医療、育成医療)等)
		2 - 2	地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会	地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収
			保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印	書
			又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの(納税証明書
			提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内	
			のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」とい	
			う。)	
		2 - 3	印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から	印鑑登録証明書

	発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類 (戸籍の)	附票の写し(謄本若しくは抄本も可)
	これらに類するものを含む。)で、個人識別事項の記住民票の	の写し、住民票記載事項証明書
	載があるもの(提示時において有効なもの又は発行若母子健)	康手帳
	しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以	
	下「写真なし公的書類」という。)	
	2-4 地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する特特別徴	収に係る納税義務者に交付する特別徴
	別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法に収の方法	法によって徴収する旨の通知書(以下
	よって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税「特別行	徴収税額通知書」という。)(給与所
	に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法得の特別	別徴収税額通知書、公的年金等の特別
	律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者 徴収税	額通知書)
	が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載が退職所	得の特別徴収票
	あるもの(以下「本人交付用税務書類」という。) 納税通知	知書
	源泉徴	収票(給与所得の源泉徴収票、退職所
	得の源	泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票)
	支払通	知書(配当等とみなす金額に関する支
	払通知	書、オープン型証券投資信託収益の分
	配の支	払通知書、上場株式配当等の支払通知
	書)	
·	4	

			特定口座年間取引報告書
規則第1	過去に法第16条の規定によ3-	1 修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若	修正申告書に記載された修正申告直前の課税
条第3項	り本人確認の措置を講じた上	しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請	標準額又は税額等
第5号	で受理している申告書等に記	求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類す	更正の請求書に記載された更正の請求直前の
	載されている純損失の金額、	る事項	課税標準額又は税額等
	雑損失の金額その他当該提供		
	を行う者が当該提供に係る申		
	告書等を作成するに当たって		
	必要となる事項又は考慮すべ		
	き事情(以下「事項等」とい		
	う。)であって財務大臣等が		
	適当と認める事項等		
規則第2	官公署から発行され、又は発4-	1 税理士証票	税理士証票
条第2号	給された書類その他これに類4-	2 写真付身分証明書等	写真付き学生証
	する書類であって、行政手続		写真付き身分証明書
	における特定の個人を識別す		写真付き社員証
	るための番号の利用等に関す		写真付き資格証明書(船員手帳、海技免状、
	る法律施行令(平成26年政		猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証

	•	1	
令第155号。以下「令」と			(宅地建物取引主任者証)、電気工事士免状
いう。)第12条第1項第1			、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認
号に掲げる書類に記載された			定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査
個人識別事項が記載され、か			員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者
つ、写真の表示その他の当該			技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許
書類に施された措置によって			証、教習資格認定証、検定合格証(警備員に
、当該書類の提示を行う者が			に関する検定の合格証)等)
当該個人識別事項により識別	4 - 3	写真付公的書類	戦傷病者手帳
される特定の個人と同一の者	4 - 4	個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識	カード等に電子的に記録された個人識別事項
であることを確認することが		別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電	(氏名及び住所又は生年月日) を下記の方法
できるものとして個人番号利		 磁的方法により記録された個人識別事項を認識できる	により、提供を受ける者の端末等に表示させ
用事務実施者が適当と認める		もの(提示時において有効なものに限る。)	ることにより確認
€ <i>0</i>			・暗証番号による認証
			・生体認証
			・2次元バーコードの読取り
	4 - 5	個人番号利用事務等実施者が過去に本人であることの	個人番号関係事務実施者から送付される個人
		 確認を行った上で個人識別事項を印字し本人に交付又	識別事項(氏名及び住所又は生年月日)が事
		 は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に 	前に印字された申告書等
			·

			 対して当該書類を使用して提出する場合における当該	
			書類	
	_		首 規	
	4	4 - 6	官公署又は個人番号利用事務等実施者が過去に本人で	手書き申告書等に添付された未記入の申告書
			あることの確認を行った上で個人識別事項を印字し本	等であって個人識別事項(氏名及び住所又は
			人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実	生年月日)が事前に印字された書類
			施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は	
			提出する場合の当該書類	
規則第3	官公署又は個人番号利用事務	5 – 1	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給	個人番号カード(裏面)
条第1項	等実施者から発行され、又は		をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載がある	
第6号	発給された書類その他これに		もの	
	類する書類であって個人番号	5 - 2	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提	自身の個人番号に相違ない旨の申立書
	利用事務実施者が適当と認め		示時において作成した日から6か月以内のものに限る	
	るもの(法第2条第5項に規		。)	
	定する個人番号(以下「個人	5 – 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の	国外転出者に還付される個人番号カード又は
	番号」という。)の提供を行		利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人	通知カード
	う者の個人番号及び個人識別		番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによ	
	事項の記載があるものに限る		る特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総	
	,)		 務省令第85号)第15条の規定により還付された通	

			知カード(法第7条第1項に規定する通知カードをい	
			う。以下同じ。) (以下「還付された通知カード」と	
			いう。)又は同省令第32条第1項の規定により還付	
			された個人番号カード(法第2条第7項に規定する個	
			人番号カードをいう。以下同じ。)(以下「還付され	
			た個人番号カード」という。)	
規則第3	官公署又は個人番号利用事務	6 – 1	写真なし身分証明書等	学生証(写真なし)
条第2項	等実施者から発行され、又は			身分証明書(写真なし)
第2号	発給された書類その他これに			社員証(写真なし)
	類する書類であって個人番号			資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証
	利用事務実施者が適当と認め			、恩給等の証書、児童扶養手当証書、障害福
	るもの			祉サービス受給者証、(障害児)通所受給者
				証、自立支援医療受給者証(精神通院、更生
				医療、育成医療)等)
		6-2	地方税等の領収証書等	地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収
				書
				納税証明書
		6 – 3	写真なし公的書類	印鑑登録証明書
•	•	-	•	· •

				戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可)
				住民票の写し、住民票記載事項証明書
				母子健康手帳
		6 - 4	本人交付用税務書類	特別徴収税額通知書(給与所得の特別徴収税
				額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書
				退職所得の特別徴収票
				納税通知書
				源泉徴収票(給与所得の源泉徴収票、退職所
				得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票)
				支払通知書(配当等とみなす金額に関する支
				払通知書、オープン型証券投資信託収益の分
				配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知
				書)
				特定口座年間取引報告書
規則第3	本人しか知り得ない事項その	7 - 1	個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番	社員番号
条第4項	他の個人番号利用事務実施者		 号、本人との取引や給付等を行う場合において使用し	職員番号
	が適当と認める事項		ている金融機関の口座番号(本人名義に限る。)、証	契約番号

	券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のう	保険始期日(保険終期日)
	ちの複数の事項	保険契約者名
		被保険者名
		保険金受取人名
		顧客番号、顧客ID
		証券番号
		口座番号
		取引口座に係る指定した時点の銘柄や残高
		直近の取引年月日
規則第3個人識別事項により識別され8-1	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行ってい	雇用関係にある者から個人番号の提供を受け
条第5項 る特定の個人と同一の者であ	る雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって	る場合で、その者を対面で確認することによ
ることが明らかであると個人	、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が	って本人であることが確認できる場合
番号利用事務実施者が認める	通知カード若しくは令第12条第1項第1号に掲げる	
場合	書類に記載されている個人識別事項又は規則第3条第	
	1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項	
	により識別される特定の個人と同一の者であること	
	以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」と	
	いう。)が明らかな場合	

		8 - 2	所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項に	扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合
			規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族(で、その者を対面で確認することによって本
			以下「扶養親族等」という。)であって、知覚するこ	人であることが確認できる場合
			と等により、個人番号の提供を行う者が本人であるこ	
			とが明らかな場合	
		8 – 3	過去に本人であることの確認を行っている同一の者か	継続取引を行っている者から個人番号の提供
			ら継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚する	を受ける場合で、その者を対面で確認するこ
			こと等により、個人番号の提供を行う者が本人である	とによって本人であることが確認できる場合
			ことが明らかな場合	
規則第4	官公署若しくは個人番号利用	9 - 1	個人番号カード又は通知カード	個人番号カード、通知カード
条第2号	事務等実施者から発行され、	9 - 2	還付された個人番号カード又は還付された通知カード	国外転出者に還付される個人番号カード又は
口前段	若しくは発給された書類その			通知カード
	他これに類する書類であって	9 - 3	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条	住民票の写し(個人番号が記載されたものに
	個人番号利用事務実施者が適		第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証	限る)、住民票記載事項証明書(個人番号が
	当と認めるもの(当該提供を		明書(以下「住民票の写し又は住民票記載事項証明書	記載されたものに限る)
	行う者の個人番号及び個人識		」という。)であって、氏名、出生の年月日、男女の	
	別事項が記載されているもの		別、住所及び個人番号が記載されたもの	
	に限る。)	9 - 4	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給	

			をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載がある
			もの
		9 - 5	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提自身の個人番号に相違ない旨の申立書
			示時において作成した日から6か月以内のものに限る
			。)
規則第4	個人番号利用事務実施者が適	10-1	個人番号利用事務等実施者の使用に係る電子計算機と項番9-1から9-5までのイメージデータ
条第2号	当と認める方法		個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを等(画像データ、写真等)による電子的送信
口後段			電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して
			本人から提供を受ける方法(以下「個人番号の提供を
			行う者の使用に係る電子計算機による送信」という。
規則第4	個人番号利用事務実施者が適	1 1 - 1	民間電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律電子署名法第4条第1項に規定する認定を受
条第2号	当と認める方法		(平成12年法律第102号。以下「電子署名法」とけた者が発行し、かつ、その認定に係る業務
=			いう。) 第4条第1項に規定する認定を受けた者が発の用に供する電子証明書(番号関係事務実施
			行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証者のみ)
			明書(個人識別事項の記録のあるものに限る。)をい
			う。)及び当該民間電子証明書により確認される電子
			署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けるこ

			 と(個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限	
			る。)	
		11 - 2	個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は	身元確認書類(個人番号カード、運転免許証
			個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発	、旅券)のイメージデータ等(画像データ、
			行され、又は発給をされた書類その他これに類する書	、写真等)による電子的送信
			類であって、個人識別事項の記載があるものの提示(
			提示時において有効なものに限る。) 若しくはその写	
			しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の	
			使用に係る電子計算機による送信を受けること	
		11-3	個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行	番号関係事務実施者が本人であることを確認
			った上で本人に対して一に限り発行する識別符号及び	した上で発行される I D及びパスワード
			暗証符号等により認証する方法	
規則第	6 官公署又は個人番号利用事務	1 2 - 1	本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記	本人並びに代理人の個人識別事項(氏名及び
条第1	項等実施者から本人に対し一に		載及び押印があるもの(税理士法(昭和26年法律第	住所又は生年月日)の記載及び押印のある提
第3号	限り発行され、又は発給され		237号) 第2条第1項の事務を行う者から個人番号	出書類
	た書類その他の本人の代理人		の提供を受ける場合を除く。)	
	として個人番号の提供をする	1 2 - 2	個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は	本人しか持ち得ない書類の提出(例:個人番
	ことを証明するものとして個		個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発	号カード、健康保険証、身体障害者手帳、精

		 行され、又は発給をされた書類その他これに類する書 類であって、個人識別事項の記載があるもの(提示時	
		において有効なものに限り、税理士法第2条第1項の	
		 事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く 、	者証(精神通院、更生医療、育成医療)等)
		,)	
規則第7	官公署から発行され、又は発 13-1	税理士証票	税理士証票
条第1項	給された書類その他これに類 13-2	写真付身分証明書等	写真付き学生証
第2号	する書類であって、令第12		写真付き身分証明書
	条第2項第1号に掲げる書類		写真付き社員証
	に記載された個人識別事項が		写真付き資格証明書(船員手帳、海技免状、
	記載され、かつ、写真の表示		猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証
	その他の当該書類に施された		(宅地建物取引主任者証)、電気工事士免状
	措置によって、当該書類の提		、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認
	示を行う者が当該個人識別事		定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査
	項により識別される特定の個		員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者
	人と同一の者であることを確		技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許
	認することができるものとし		証、教習資格認定証、検定合格証(警備員に
	て個人番号利用事務実施者が		関する検定の合格証)等)

	適当と認めるもの	1 3 - 3	写真付公的書類	戦傷病者手帳
		13-4	個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識	カード等に電子的に記録された個人識別事項
			別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電	(氏名及び住所又は生年月日) を下記の方法
			磁的方法により記録された個人識別事項を認識できる	により、提供を受ける者の端末等に表示させ
			もの (提示時において有効なものに限る。)	ることにより確認
				・暗証番号による認証
				・生体認証
				・2次元バーコードの読取り
規則第7	登記事項証明書その他の官公	1 4 - 1	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証
条第2項	署から発行され、又は発給さ		発行又は発給をされた書類その他これに類する書類で	する書類(社員証等が発行されない場合は「
	れた書類及び現に個人番号の		あって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる	法人の従業員である旨の証明書」)
	提供を行う者と当該法人との		事務所の所在地の記載があるもの(提示時において有	・登記事項証明書(登記情報提供サービスの
	関係を証する書類その他これ		効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6か月	登記情報を電子計算機を用いて出力すること
	らに類する書類であって個人		以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という	により作成した書面を含む)
	番号利用事務実施者が適当と		。)並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と	• 印鑑登録証明書
	認めるもの(当該法人の商号		当該法人との関係を証する書類(以下「社員証等」と	
	又は名称及び本店又は主たる		いう。)	
	事務所の所在地の記載がある	14-2	地方税等の領収証書等(当該法人の商号又は名称及び	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証

	ものに限る。)		本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、	
			提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内 	法人の従業員である旨の証明書」)
			のものに限る。以下「法人に係る地方税等の領収証書	・地方税、国税、社会保険料、公共料金の領
			等」という。)及び社員証等	収書
				• 納税証明書
規則第9	官公署又は個人番号利用事務	1 5 - 1	写真なし身分証明書等	学生証(写真なし)
条第1項	等実施者から発行され、又は			身分証明書(写真なし)
第2号	発給された書類その他これに			社員証 (写真なし)
	類する書類であって個人番号			資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証
	利用事務実施者が適当と認め			、恩給等の証書、児童扶養手当証書等)
	るもの	15-2	地方税等の領収証書等	地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収
				書
				納税証明書
		15-3	写真なし公的書類	印鑑登録証明書
				戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可)
				住民票の写し、住民票記載事項証明書
				母子健康手帳
		15-4	本人交付用税務書類	特別徴収税額通知書(給与所得の特別徴収税

				額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書
				退職所得の特別徴収票
				納税通知書
				源泉徴収票(給与所得の源泉徴収票、退職所
				得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票)
				支払通知書(配当等とみなす金額に関する支
				払通知書、オープン型証券投資信託収益の分
				配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知
				書)
				特定口座年間取引報告書
規則第9	本人及び代理人しか知り得な	16-1	本人と代理人の関係及び個人番号利用事務等実施者に	社員番号
条第3項	い事項その他の個人番号利用		より各人別に付された番号、本人との取引や給付等を	職員番号
	事務実施者が適当と認める事		 行う場合において使用している金融機関の口座番号(契約番号
	項		本人名義に限る。)、証券番号、直近の取引年月日等	保険始期日 (保険終期日)
			の取引固有の情報等のうちの複数の事項	保険契約者名
				被保険者名
				保険金受取人名

				顧客番号、顧客ID
				証券番号
				口座番号
				取引口座に係る指定した時点の銘柄や残高
				直近の取引年月日
規則第9	令第12条第2項第1号に掲	17-1	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行ってい	雇用関係にある者から個人番号の提供を受け
条第4項	げる書類に記載されている個		る雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって	る場合で、その者を対面で確認することによ
	人識別事項により識別される		、知覚すること等により、本人の代理人として個人番	って本人の代理人であることが確認できる場
	特定の個人と同一の者である		 号を提供する者が令第12条第2項第1号に掲げる書	合
	ことが明らかであると個人番		 類に記載されている個人識別事項により識別される特	
	号利用事務実施者が認める場		 定の個人と同一の者であること(以下「個人番号の提	
	合		 供を行う者が本人の代理人であること」という。) が	
			明らかな場合	
		17-2	扶養親族等であって、知覚すること等により、個人番	扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合
			 号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らか	で、その者を対面で確認することによって本
			な場合	人の代理人であることが確認できる場合
		17-3	過去に本人であることの確認を行っている同一の者か	継続取引を行っている者から個人番号の提供
			ら継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚するこ	を受ける場合で、その者を対面で確認するこ

ı		1			1
				と等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人	とによって本人の代理人であることが確認で
				であることが明らかな場合	きる場合
			17-4	代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実	過去に実存確認をしている場合(法人の場合
				施者に対し規則第7条第2項に定める書類の提示を行	
				っていること等により、個人番号の提供を行う者が本	
				人の代理人であることが明らかな場合	
規	則第9	官公署又は個人番号利用事務	18-1	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給	
条	第5項	等実施者から発行され、又は		をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載がある	
第	6号	発給された書類その他これに		もの	
		類する書類であって個人番号	18-2	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提	自身の個人番号に相違ない旨の申立書
		利用事務実施者が適当と認め		示時において作成した日から6か月以内のものに限る	
		るもの(本人の個人番号及び		。)	
		個人識別事項の記載があるも	18-3	還付された個人番号カード又は還付された通知カード	国外転出者に還付される個人番号カード又は
		のに限る。)			通知カード
規	則第1	本人及び代理人の個人識別事	19-1	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人と	委任状(税務代理権限証書)のデータの送信
0	条第1	項並びに本人の代理人として		して個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信	
号		個人番号の提供を行うことを		を受けること	
		証明する情報の送信を受ける			

	I		l I
	ことその他の個人番号利用事		
	務実施者が適当と認める方法		
規則第1	代理人に係る署名用電子証明 20-	1 代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証	代理人の署名用電子証明書
0条第2	書(電子署名等に係る地方公	明書により確認される電子署名が行われた当該提供に	
号	共団体情報システム機構の認	係る情報の送信を受けること(公的個人認証法第17	
	証業務に関する法律(平成1	条第4項に規定する署名検証者又は同条第5項に規定	
	4年法律第153号。以下「	する署名確認者が個人番号の提供を受ける場合に限る	
	公的個人認証法」という。)	,)	
	第3条第1項に規定する署名20-	2 代理人に係る民間電子証明書及び当該民間電子証明書	代理人の電子署名法第4条第1項に規定する
	用電子証明書をいう。)及び	により確認される電子署名が行われた当該提供に係る	認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に
	当該署名用電子証明書により	情報の送信を受けること(個人番号関係事務実施者が	係る業務の用に供する電子証明書(番号関係
	確認される電子署名が行われ	提供を受ける場合に限る。)	事務実施者のみ)
	た当該提供に係る情報の送信20-	3代理人が法人である場合には、商業登記法(昭和38	法人代理人の電子証明書(商業登記認証局が
	を受けることその他の個人番	年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の	発行する電子証明書)
	号利用事務実施者が適当と認	規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該	
	める方法	電子証明書により確認される電子署名が行われた当該	
		提供に係る情報の送信を受けること(個人番号関係事	
		務実施者が提供を受ける場合に限る。)	

20-4	個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行	番号関係事務実施者が本人であることを確認
	った上で代理人に対して一に限り発行する識別符号及	した上で発行されるID及びパスワード
	び暗証符号等により認証する方法	
20 - 5	個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は	代理人の身元確認書類(個人番号カード、運
	個人番号利用事務等実施者から代理人に対し一に限り	転免許証、旅券)のイメージデータ等(画像
	 発行され、又は発給をされた書類その他これに類する	データ、写真等) による電子的送信
	 書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示 	
	(提示時において有効なものに限る。) 若しくはその	
	 写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者 	
	の使用に係る電子計算機による送信を受けること	
20 - 6	本人の代理人(当該代理人が法人の場合に限る。)の	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証
	 社員等から個人番号の提供を受ける場合には、登記事	する書類(社員証等が発行されない場合は「
	 項証明書等及び社員証等の提示を受けること若しくは	法人の従業員である旨の証明書」)
	その写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実	・登記事項証明書(登記情報提供サービスの
	 施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う	登記情報を電子計算機を用いて出力すること
	 者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し 	により作成した書面を含む)
	 た電子情報処理組織を使用して提供を受けること(登	・印鑑登録証明書
	 記事項証明書等については、過去に当該法人から当該 	

		_
	書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提	不
	等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確	認
	する方法によることができる。)	
2	0-7本人の代理人(当該代理人が法人の場合に限る。)	の下記の書類及び社員証等の法人との関係を証
	社員等から個人番号の提供を受ける場合には、法人	に するイメージデータの送信 (社員証等が発行
	係る地方税等の領収証書等及び社員証等の提示を受	けされない場合は「法人の従業員である旨の証
	ること若しくはその写しの提出を受けること又は個	人 明書」)
	番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人	番・地方税、国税、社会保険料、公共料金の領
	号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気	通収書
	信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供	を・納税証明書
	受けること(法人に係る地方税等の領収証書等につ	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	ては、過去に当該法人から当該書類の提示等を受け	7
	いる場合には、当該書類の提示等に代えて過去にお	
	て提示等を受けた書類等を確認する方法によること	<i>ā</i> 3
	できる。)	
規則第1 官公署若しくは個人番号利用 2	1-1本人の個人番号カード又は通知カード	(本人の) 個人番号カード又は通知カード
0条第3事務等実施者から発行され、2	1-2本人の還付された個人番号カード又は還付された通	知 (本人の) 国外転出者に還付される個人番号
号ロ前段若しくは発給された書類その	カード	カード又は通知カード

	他これに類する書類であって	21-3	本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であっ	(本人の)住民票の写し、住民票記載事項証
	個人番号利用事務実施者が適		て、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番	明書(個人番号が記載されたものに限る)
	当と認めるもの(本人の個人		号が記載されたもの	
	 番号及び個人識別事項の記載 	21-4	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給	
	があるものに限る。)		をした書類で、本人の個人番号及び個人識別事項の記	
			載があるもの	
		21 - 5	本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の本人に	本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨
			よる申立書(提示時において作成した日から6か月以	の申立書
			内のものに限る。)	
規則第1	個人番号利用事務実施者が適	22 - 1	個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機によ	項番21-1から21-5までの書類のイメ
0条第3	当と認める方法		る送信を受けること	ージデータ等(画像データ、写真等)による
号口後段				電子的送信